米沢市報道資料

令和8年10月20日
市立病院事務局医事課
電話　22-2450

現金紛失事案の和解について

令和８年３月１６日に市立病院医事課において確認された現金紛失事案については、現在も捜査が継続中ですが、犯人特定を待たずに業務委託契約上の損害賠償の分担について下記のとおり和解しましたのでお知らせします。

記

１　和解の相手方
東京都　企業

２　和解の原因
令和８年３月１６日に市立病院医事課において確認された現金紛失事案に基づき生じた損害賠償について和解するものです。

３　和解の条件
⑴　当院及び相手方は、本件について双方が等分の分担を行うことが適当であることを相互に確認する。
⑵　相手方は、当院に対し、７７，５００円を支払う。

４　その他
本件につきましては、米沢警察署へ被害届を提出済み（令和８年５月１４日付け）であり現在も捜査が継続中ですが、当事者間における損害賠償の早期解決を図るため、和解するものです。
なお、当院といたしましては、今後とも警察の捜査に全面的に協力してまいります。

以上